

# 石原健三氏オーラルヒストリー (抄録版)

## ～社会保険労務士法制定前後の歴史を読み取る～

本連載は、社会保険労務士制度創設45周年を記念し、2回にわたってオーラルヒストリーの抄録によって社会保険労務士法制定当時の歴史的背景を明らかにするものです。前号に引き続き、石原健三氏にインタビューを行った調査報告を基に事務局で抜粋編集し、抄録版として掲載いたします。

なお、本連載の原典は社会保険労務士総合研究機構プロジェクト「オーラルヒストリー事業」(主任研究員：石川公彦(明治大学経営学部助教)、研究員：早川佐知子(広島国際大学医療経営学部講師))の調査報告です。



### 石原 健三氏 略歴

平成元年5月～平成5年5月／東京都社会保険労務士会会長

平成元年6月～平成7年6月／全国社会保険労務士会連合会副会長

平成5年6月～平成7年6月／全国社会保険労務士政治連盟会長

平成7年6月～平成9年6月／全国社会保険労務士会連合会常任理事

平成9年6月～平成11年6月／全国社会保険労務士会連合会理事

平成7年11月／藍綬褒章受章(社会保険労務士制度の発展に努めた功績による受賞)

平成11年6月～平成23年6月／全国社会保険労務士会連合会常任理事

### 1. 社会保険労務士法の制定

——他の士業との職域の調整は、どのような状況だったのでしょうか。

**石原：**戦後の民主化に伴う関係法規の制定は、企業における法律対応を業務領域とする専門士業を生み出しました。

当時は労働基準法など、高度な法律・規則に基づく事務を中小企業で処理したり、法令を遵守していくことは困難に近く、大企業でさえ、完全に対応するのは容易ではない時代でした。この中で、一定規模以上の企業はまず、経理から専門の人員を配置していく傾向があり、その人が労務管理や社会保険に関する業務を兼務していましたが、兼務ではとても処理しきれないほど、多種多様な法律、規則、それに基づく労務管理を求められました。まして、中小企業であれば、その対応の困難さは言うまでもありません。

このような背景のもと、昭和30年代に入り、中小企業を中心とした社会的ニーズに応える形で、いわゆる労務管理士や社会保険士が生まれたのです。その後、身分法として昭和43年に社会保険労務士法が制定されたのですが、制定に至るまでの各団体との調整には大変な困難を伴いました。

社会保険労務士法は議員立法でしたから、どこか反対があれば法律ができないこともあります。そのため、法案成立を優先したことで、各団体の要望について一定の妥協をせざるをえなかったのです。

### 2. 社労士業界の確立—— 他士業との職域関係

**石原：**社会保険労務士法制定にあたり、非常に多くの要望がありました\*1。

※1 昭和42年4月、日本行政書士会連合会は「……行政書士法を無視し、類似法を制定することには全面的に反対する。労務及び保険関係業務は……行政書士の分野であり、行政書士の既得権を認めるべきだ。行政書士を法律の規定により労務保険士（現在の社会保険労務士）とみなすとの条項を付議されたい」との意見をまとめて国会に請願した。

日本行政書士会連合会の「既得権を認め、行政書士を労務保険士とみなすべき」との要望については、「一定期間の条件を付けて行政書士に資格を認める」方向で交渉しました。しかし、「永遠に認めるべきだ」、「一定期間でなければだめだ」といったように意見が平行線となった結果、最終的に、法施行の際6ヵ月以上行政書士会の会員であった行政書士に、施行日から1年以内の免許申請という条件を付けて、社会保険労務士となる資格を与えるという妥協案になりました。

このように、私たちの目的であった社会保険労務士という身分法制定の実現には、各団体の要望を調整し、大幅な妥協をすることも必要だったのです。

また、日本税理士会連合会や日本商工会議所などの要望に対しては、社会保険労務士法第27条において「他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合」と定め、条文上での整理はつきましたが、「付随業務」の解釈についてトラブルが起こるようになりました<sup>※2</sup>。

※2 昭和42年当時、日本税理士会連合会は、社会保険労務士制度の創設によって、税理士業務が侵害されるとして、税理士となる資格を有する者は、社会保険労務士となる資格を有するものとするよう要望していたが、これについては、社会保険労務士法第27条に但書を入れ、「政令により税務事務に付随して行う場合は、同条に抵触しない」旨の規定を置くこととした。一方、法制定時の国会審議においては、税理士や公認会計士がその業務に付随して労働社会保険の事務を行うことが予定されるが、これらの者が社会保険労務士法の趣旨に反することがないよう、労働・厚生両省が監督することが確認された。

それは、「付随業務の範囲」を拡大解釈し、当然、税理士もできるものとして、社会保険の届出である、被保険者資格取得届や算定基礎届を作成する者が増えてきたからです。

### 3. 社労士業界の確立—— 他士業との業務分離

石原：関連団体から一定の要望を受け入れたかたちで制定された法律だったこともあり、他士業との職域が明確となっていない部分がありました。

そこで、前回お話ししましたとおり、第1次（昭和53年）法改正では、事務の範囲の拡大、法定団体への移行、登録制（第2次法改正で実現）への移行などを目的としていましたが、この法改正には、懸案であった他士業との業務分離を目指したものでありました。

当時は、労働社会保険の事務が複雑化したことで、一般的な行政書士では社会保険労務士の業務を行うことがすでに困難になっていましたし、「法施行の際の行政書士への社会保険労務士資格の付与」とともに、社会保険労務士法及び行政書士法の括弧書で行政書士は、労働社会保険に基づく申請書等の作成事務を行うことができるとされており、形骸化されていたので、そういうものの整理の問題がありました。また、税理士が算定基礎届などを行政機関に提出することが、世間一般で広く行われていました。

このような状況を打破するために、社会保険労務士の職域を確立すべきだという機運が高まっていき、法改正に向かっていったのです。ただし、法改正には労務管理士団体と社会保険士団体の一本化が必要だったのですが、両団体の一本化には、立場の差、沿革の違いや、名称の問題などもあり、昭和43年の法制定から、昭和51年の「社団法人全国社会保険労務士会」設立まで長い時間がかかりました。

その後、第1次法改正において、社会保険労務士の事務の範囲の拡大として、事業主などが行政機関に提出する書類について、その提出手続の代行を行う「提出代行事務」が社会保険労務士の業務として加わったのです。<sup>※3※4</sup>

#### ※3 行政書士との職域関係について

行政書士に関しては、昭和43年の法制定に際して既得権保護の見地から、一定の条件での社会保険労務士の資格付与に加え、行政書士の資格で労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成事務を行うことができるという大幅な妥協がなされていた。

その後、行政書士との業務分離については、昭和53年の第1次

法改正後、行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）の附則により、昭和55年9月1日に現に行政書士会に入会している行政書士に限っては、当分の間、社会保険労務士業務（社会保険労務士法第2条第1項第1号及び第2号）を行うことが認められたが、9月2日以降に行政書士会に入会した者については、労働社会保険諸法令に基づく申請書及び帳簿書類の作成事務を行うことはできないとされた。

#### ※4 税理士との職域関係について

全国社会保険労務士会連合会と日本税理士会連合会との間で、積年の課題であった付随業務の範囲については、連合会と日税連双方の協議委員と厚生労働省及び国税庁の担当者が出席し、平成13年11月から平成14年4月までの計5回の協議を行い双方合意に至った。それを受けて平成14年6月、連合会大槻哲也会長（当時）と日税連森金次郎会長（当時）との間で「税理士又は税理士法人が付随業務の範囲に関する確認書」を将来にわたって、両会の合意とする調印式を行った。この結果、社会保険労務士法第2条第1項第1号の2（提出代行）及び同項第1号の3（事務代理）の業務は付随業務ではないこと。また、付随業務として行えるのは、「租税債務の確定に必要とする書類の作成」に限られることとなった（詳細は本誌2月号16、17ページ「社労士業務のポイント 社労士・税理士間の業務のすみ分けと士業の専門性～顧客の利便性と利益保護のために～」をご覧ください）。



東京會館で確認書を交わす大槻哲也会長（右）と森金次郎日税連会長（肩書は当時）

## 4. 主軸業務の確立と「登録即入会」制度

——その後、業務の確立に向けて、どのような動きがあったのでしょうか。

**石原：**当時、中西会長は「会長職は、今後会員に託する」とおっしゃっていましたが、労働省出身として、ご自身で法律を作り、長期にわたって会長を務めていたこともあり、退任に際しては、社会保険庁長官を務めた方を会長としてご推薦され、大和田潔氏が会長に就任しました。その後、大和田会長退任後の次期会長については、中西会長のお言葉どおり、プロパーの会員の中から選抜することが妥当だとい

う判断に整いました。中西会長時代の長い歴史を経て、プロパーから会長が出るということは社会保険労務士の業界にとって大変大きな変化でした。

当時の大槻哲也氏（現最高顧問）は年齢からいえば私の後輩ですが、そのときの彼の取り組みや、行動力は、私なども及ばない頑張りがありました。私が東京都社会保険労務士会で会長を務めている頃に、彼は「社会保険労務士の将来を見据え、改革を進めよう。改革論を自分が先頭になって実行する」として、まず、専門性をもった自主研究の場を広め、今日の司法制度など、様々な議論をしました。中でも、独占業務ではないけれども、社会保険労務士法第2条第1項第3号の中に、労務管理という文言を加え、社会保険労務士の主たる業務が労務管理であることを明確に規定することについて議論を進めました。

それは、私たち社会保険労務士の将来にとって、手続業務が重要なことはもちろんですが、企業における労務管理に関する相談・指導、これこそが私たちの職域の最重点項目なのだと言ったのです。

また、第2次（昭和56年）法改正で社会保険労務士は、免許制から登録制へと移行していますが、第4次（平成5年）法改正時に、登録即入会制としました。

この法改正の議論の中で「登録即入会」、あるいは、入会は「即」ではなくて、法律ができてから一定期間の猶予を与えるべきだ、という真っ二つの議論がありました。中西会長が「その問題は委員会でやり直そう」とお話をされたところ、大槻氏がパッと手を挙げて、「登録即入会に関して委員会で再検討されるなら、そのほかの法改正問題も検討して良いか」と言いました。「社労士の3号業務として、労務管理の相談・指導という文言を入れて欲しい。委員会を登録即入会の案件で開くならば、自分の提案を会長に申し入れる」と要請しました。

この要請に対して中西会長は、「それは良い提案だ」と言われました。「その提案については、東京会で研究を進めていたからタイミングがいい」と。

このような流れを経て、第4次法改正において登録即入会制が実現したとともに、社会保険労務士法第2条第1項第3号の「労働に関する事項」が「労務管理その他の労働に関する事項」へと改められたのです。